

# 北 上 市 森 林 整 備 計 画 書 目 次

|            |                                                   |           |
|------------|---------------------------------------------------|-----------|
| <b>I</b>   | <b>伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</b>                 | <b>1</b>  |
| 1          | 北上市の概要                                            | 1         |
| 2          | 森林整備の現状と課題                                        | 2         |
| 3          | 森林整備の基本方針                                         | 4         |
| 4          | 森林施業の合理化に関する基本方針                                  | 5         |
| <b>II</b>  | <b>森林の整備に関する事項</b>                                | <b>6</b>  |
| <b>第 1</b> | <b>森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）</b>               | <b>6</b>  |
| 1          | 樹種別の立木の標準伐期齢                                      | 6         |
| 2          | 立木の伐採（主伐）の標準的な方法                                  | 6         |
| 3          | その他必要な事項                                          | 7         |
| <b>第 2</b> | <b>造林に関する事項</b>                                   | <b>8</b>  |
| 1          | 人工造林に関する事項                                        | 8         |
| 2          | 天然更新に関する事項                                        | 9         |
| 3          | 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項                        | 11        |
| 4          | 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準     | 12        |
| 5          | その他必要な事項                                          | 13        |
| <b>第 3</b> | <b>間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法</b>               | <b>そ</b>  |
|            | <b>その他間伐及び保育の基準</b>                               | <b>14</b> |
| 1          | 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法                         | 14        |
| 2          | 保育の種類別の標準的な方法                                     | 14        |
| 3          | その他必要な事項                                          | 15        |
| <b>第 4</b> | <b>公益的機能別施業森林等の整備に関する事項</b>                       | <b>17</b> |
| 1          | 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法                     | 17        |
| 2          | 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 | 19        |
| 3          | その他必要事項                                           | 19        |

|            |                                          |           |
|------------|------------------------------------------|-----------|
| <b>第 5</b> | <b>委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項</b>     | <b>21</b> |
| 1          | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針           | 21        |
| 2          | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策       | 21        |
| 3          | 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項                 | 21        |
| 4          | 森林経営管理制度の活用に関する事項                        | 21        |
| 5          | その他必要な事項                                 | 21        |
| <b>第 6</b> | <b>森林施業の共同化の推進に関する事項</b>                 | <b>23</b> |
| 1          | 森林施業の共同化の促進に関する方針                        | 22        |
| 2          | 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策                | 23        |
| 3          | 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項                   | 23        |
| 4          | その他必要な事項                                 | 23        |
| <b>第 7</b> | <b>作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項</b>    | <b>23</b> |
| 1          | 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項    | 23        |
| 2          | 路網整備と併せて効率的な施業を推進する区域に関する事項              | 24        |
| 3          | 作業路網の整備に関する事項                            | 24        |
| 4          | その他必要な事項                                 | 25        |
| <b>第 8</b> | <b>その他必要な事項</b>                          | <b>26</b> |
| 1          | 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項                    | 26        |
| 2          | 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項          | 27        |
| 3          | 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項              | 27        |
| <b>Ⅲ</b>   | <b>森林の保護に関する事項</b>                       | <b>28</b> |
| <b>第 1</b> | <b>鳥獣害の防止に関する事項</b>                      | <b>28</b> |
| 1          | 鳥獣害防止森林区域及び当該地区内における鳥獣害の防止の方法            | 28        |
| 2          | その他必要な事項                                 | 28        |
| <b>第 2</b> | <b>森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項</b> | <b>28</b> |
| 1          | 森林病虫害の駆除及び予防の方法                          | 28        |
| 2          | 鳥獣被害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）                 | 30        |
| 3          | 林野火災の予防の方法                               | 30        |
| 4          | 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項             | 30        |
| 5          | その他必要な事項                                 | 30        |

#### **Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項 ..... 31**

- 1 保健機能森林の区域 ..... 31
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法 ..... 31
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備 ..... 31
- 4 その他必要な事項 ..... 31

#### **Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項 ..... 32**

- 1 森林経営計画の作成に関する事項 ..... 32
- 2 生活環境の整備に関する事項 ..... 33
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 ..... 33
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項 ..... 33
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項 ..... 35
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 ..... 35
- 7 その他必要な事項 ..... 35

#### **資料**

別表 1（公益的機能別施業森林の区域）

#### **参考資料**

計画期間内に間伐を実施する必要があると認められる森林区域

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 北上市の概要

#### (1) 位置・地勢と気候

北上市は、岩手県の内陸中部、北上平野の中ほどに位置し、東西38km、南北34kmで総面積は437.55km<sup>2</sup>、2市2町（花巻市、奥州市、金ケ崎町、西和賀町）と隣接しています。

東部には北上高地、西部には奥羽山脈、夏油温泉周辺は栗駒国定公園の一部となり、緑豊かな自然に囲まれています。両山地の中間地帯には北上平野が広がり、田園地帯と市街地及び工業団地が開けています。平野部の東端には北上川が南流し、秋田県境付近から和賀川が東に流れ、北上川に合流しています。

標高は、平野部で約50～200m、東部丘陵地で約200～400mとなっています。気候は、東日本の太平洋側の気候区に属していますが、奥羽山系と北上山系に挟まれているため内陸性の気候の特性となっており、日本海側の気候の影響を受けやすく積雪量も比較的多い地域です。

#### (2) 地理的条件及び交通

北上市は、古くから交通の要衝として栄えてきた地域です。市内の南北方向に軸を形成するJR東北本線、東北新幹線、東北縦貫自動車道及び国道4号と、東西方向の軸を形成するJR北上線、東北横断自動車道秋田線及び国道107号が交差し、首都圏と2時間30分、日本海とは1時間30分で結ばれるなど「北東北の十字路」として利便性が高くなっています。

また、盛岡市へは約45km、仙台市へは約138km、秋田市へは約107km、東京には約490kmの距離にあり、港湾では釜石市、大船渡市、秋田市とつながり、隣接する花巻市にはいわて花巻空港が立地しています。その地域特性を活かし物流ネットワークの中枢を担う北上流通基地を有するなど、「人」や「もの」が行き交う交流拠点都市として、今後とも果たす役割は大きなものがあり、産業振興など地理的優位性を活かした取り組みが期待されています。

#### (3) 土地利用

北上市における土地利用の状況は、総面積437.55km<sup>2</sup>のうち、約半分（50.4%）を山林（登記簿地目）が占め、約2割が農地（田19.1%、畑2.7%）となっています。山林を除く平地だけでみると、農地が約44%を占めています。また、市域の約4割が都市計画区域、約5割が農業振興地域となっています。

#### (4) 人口・世帯

平成27年の人口は93,511人、世帯数は35,861世帯で一世帯人口は2.6人となっています。平成22年から平成27年までの増加率は約0.4%となっていますが、平成17年の94,321人からは0.9%の減少となっています。

## 2 森林整備の現状と課題

### (1) 北上市の林業の現状

- ① 森林面積は24,842haで、市総面積の57%、森林のうち国有林が72%、民有林が28%です。
- ② 民有林のうち人工林は41%で、人工林の樹種構成はスギが76%を占めています。
- ③ 人工林の齢級別構成比は、10齢級以下が58.0%、11齢級以上が42.0%となっています。
- ④ 民有林内道路の開設状況は、林道、作業道合わせ67,917mで、その密度は9.7m/haとなっており、国内平均15m/haと比較すると路網整備が不足しています。
- ⑤ 保有する山林の面積が10ha未満の経営体が約8割を占めています。
- ⑥ 市内で生産されている特定林産物はしいたけ、木炭があります。
- ⑦ 市内には製紙工場、合板工場など木材関連工場が立地しており、パルプ・紙・紙加工品及び木材・木製品（家具を除く）製造業の製造品出荷額は450億円以上（平成28年）です。
- ⑧ 平成29年7月に本市において初めて、ナラ枯れ被害が確認されております。

### (2) 北上市の林業の課題

- ① 人工林では、間伐や保育の必要とする齢級の林分が半数を占めているほか、本格的な木材利用が可能な林分の割合も増えているため、利用間伐等の拡大が必要です。
- ② 森林経営の集約化や高性能林業機械の導入、路網の整備等により生産コストの低減を図り、効率的な森林施業を推進する必要があります。
- ③ 保育や間伐、主伐後の再造林を推進し、持続可能な木材生産を図る必要があります。
- ④ 持続的な林業を図るため、計画的・合理的な施業に必要な高度能力の習得支援や地域に密着した自伐型林業の推進など、多様な担い手の確保・育成が必要です。
- ⑤ 森林所有者や境界が不明になっている森林が多いことから、それらの明確化が必要です。
- ⑥ 大手合板会社の立地などにより木材の需要拡大が見込まれることから、木材を安定的に供給できる体制の構築が必要です。
- ⑦ 松くい虫やナラ枯れ等の森林病虫害による被害が拡大しているため、適切に処理する必要があります。

#### 【森林の保有形態】

（端数処理のため、内訳と合計は不整合）

合）

|            | 国有林    | 民有林   |      |      |       | 合計     |
|------------|--------|-------|------|------|-------|--------|
|            |        | 私有林   | 市有林  | 県有林  | 計     |        |
| 総面積 (ha)   | 17,898 | 6,007 | 517  | 362  | 6,886 | 24,784 |
| 人工林面積 (ha) | 5,140  | 2,150 | 279  | 342  | 2,771 | 7,911  |
| 人工林率 (%)   | 28.7   | 35.8  | 54.0 | 94.5 | 40.2  | 31.9   |

資料 北上川中流国有林の地域別の森林計画書、岩手県の森林資源構成表より

※国有林面積は林野庁所管面積、民有林面積は地域計画対象面積

#### 【人工林の林齢別面積（民有林）】

（端数処理のため、内訳と合計は不整合）

|         | 1～2<br>齢級 | 3～4<br>齢級 | 5～6<br>齢級 | 7～8<br>齢級 | 9～10<br>齢級 | 11～12<br>齢級 | 13 齢級<br>以上 | 合計    |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-------------|-------------|-------|
| 面積 (ha) | 19        | 47        | 237       | 339       | 559        | 831         | 740         | 2,771 |
| 比率 (%)  | 0.7       | 1.7       | 8.5       | 12.2      | 20.1       | 30.0        | 26.7        | 100.0 |

資料 岩手県の森林資源構成表より

### 3 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の森林資源と森林資源構成等を踏まえ、森林の主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿は、次のとおりです。

##### 【森林の有する機能と望ましい森林資源の姿】

| 機能の区分                | 望ましい森林資源の姿                                                                                        |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水源涵養機能 <sup>かん</sup> | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林            |
| 山地災害防止機能<br>／土壌保全機能  | 下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ治山施設が整備されている森林 |
| 快適環境形成機能             | 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林                                               |
| 保健・レクリエーション機能        | 身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林      |
| 文化機能                 | 史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林                              |
| 生物多様性保全機能            | 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林                                              |
| 木材等生産機能              | 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林                         |

#### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、水源涵養、山地災害防止／土壌保全等の各機能に加え、地球温暖化防止森林吸収源としての機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林の維持造成を推進します。

また、適正な森林施業を推進するためには、林業関係者の緊密な連携を図りつつ、委託を受けて行う森林施業や経営の実施、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を計画的かつ総合的に推進することとします。なお、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針については、次のとおりとします。

【森林の有する機能と森林の整備及び保全の基本方針】

| 機能区分                 | 森林整備及び保全の基本方針                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水源涵養機能 <sup>かん</sup> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育</li> <li>・ 間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進</li> <li>・ 伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散</li> <li>・ 立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進</li> <li>・ ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進</li> </ul>                     |
| 山地災害防止機能／土壌保全機能      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進</li> <li>・ 立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進</li> <li>・ 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等では、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進</li> <li>・ 溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置</li> </ul> |
| 快適環境形成機能             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持</li> <li>・ 樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進</li> <li>・ 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進</li> </ul>                                                                                             |
| 保健・レクリエーション機能        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進</li> <li>・ 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進</li> </ul>                                                                                                                                       |
| 文化機能                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 美的景観の維持</li> <li>・ 形成に配慮した森林整備を推進</li> <li>・ 風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進</li> </ul>                                                                                                                                                         |
| 生物多様性保全機能            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原生的な森林生態系、希少な生物の生育</li> <li>・ 生息する森林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全</li> <li>・ 野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全の推進</li> </ul>                                                                                                |
| 木材等生産機能              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進</li> </ul>                                                                                                                                           |

#### 4 森林施業の合理化に関する基本方針

持続可能な林業と木材産業の振興を図るため、計画的な施業により市内の森林から効率的に木材を切り出し、市内企業等へ安定的に供給できる体制の構築を推進します。また、森林資源の有効活用を推進します。

##### (1) 適切で効率的な森林整備による安定的木材供給

森林経営計画等の計画に基づいた効率的な施業と適切な管理を推進します。低コスト化につながる路網の整備や高性能林業機械の導入を図ります。

##### (2) 森林資源の有効活用

森林から切り出された木を有効に利用するため、市内立地企業による段階的な利用（カスケード利用）を推進します。

## Ⅱ 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は、主要樹種について平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めます。

標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、当該林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではありません。

#### 【樹種別の立木の標準伐期齢】

| 地 区   | 樹 種 |      |      |                |       |
|-------|-----|------|------|----------------|-------|
|       | ス ギ | アカマツ | カラマツ | そ の 他<br>針 葉 樹 | 広 葉 樹 |
| 北上市全域 | 40年 | 40年  | 35年  | 45年            | 25年   |

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、次の事項を立木の伐採（主伐）の標準的な方法として定めることとします。

なお、主伐については、更新（伐採により生じた無立木地が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す（3）又は（4）によるものとします。

また、主伐の際は、以下の方法に加え、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とします。

- (1) 森林を伐採する際は、森林の多面的機能の維持増進を図るため1箇所当たりの伐採面積を現地の地形等状況に応じた面積とするとともに、伐採箇所の分散、帯状や群状といった伐採方法の多様化、伐期の長期化を図るものとします。伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。また、保護樹帯を積極的に設置することにより、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等を積極的に設置することにより、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等を図るものとします。

伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとします。

- (2) 伐採後に発生する不要な端材や枝条は林地に還元することを基本とするが、大雨の際に下流に被害を与える恐れがあることから、溪流敷においては溪岸の侵食高、植生の生育範囲等から推定される最大水位高からさらに2 m程度の余裕高をもって溪流敷外へ搬出する

こととします。

- (3) 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとし、伐採跡地が連続することがないように適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図ることとします。

人工林の皆伐に当たっては、資源の保続、齢級構成の平準化に向けて再造林等が確実に見込まれる場所で行うものとします。

天然林の皆伐に当たっては、気候等の自然的条件、一般的な林業技術及び所有者の森林経営状況からみて、伐採後に人工林の造成が確実な森林、または天然下種更新が確実に見込まれる森林やぼう芽による更新が確実に見込まれる森林で行うものとします。また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮するものとします。ぼう芽更新の場合には、優良なぼう芽を発生させるため、できるだけ11月から3月の間に伐採するものとします。

- (4) 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとし材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合に当たっては40%以下）とします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。

- (5) 伐採作業方法（施業）別の主伐時期等の目安は次のとおりです。

| 伐採作業の方法 |         | 樹 種                                   | 主伐時期の目安(年)                       | 伐区の設定方法等                                 |
|---------|---------|---------------------------------------|----------------------------------|------------------------------------------|
| 択<br>伐  | 単木択伐作業  | スギ<br>アカマツ<br>カラマツ<br>有用広葉樹           | 80以上<br>80以上<br>70以上<br>100以上    | 伐採率は、30%以下                               |
|         | 群状択伐作業  | スギ<br>アカマツ<br>カラマツ                    | 80以上<br>80以上<br>70以上             | 1伐区 20m×20mで<br>4箇所/ha程度以内               |
|         | 帯状択伐作業  | スギ<br>アカマツ<br>カラマツ                    | 80以上<br>80以上<br>70以上             | 伐採幅は高木の樹高<br>程度以内                        |
| 皆<br>伐  | 長伐期作業   | スギ<br>アカマツ<br>カラマツ<br>ケヤキその他<br>有用広葉樹 | 80以上<br>80以上<br>70以上<br>100以上    | 伐区の大きさは、土砂の崩壊、流出に伴い下流域に被害を及ぼす恐れがない程度とする。 |
|         | 短・中伐期作業 | スギ<br>アカマツ<br>カラマツ<br>ナラ類             | 45～60<br>45～60<br>40～55<br>25～30 |                                          |

- (6) 森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとします。

### 3 その他必要な事項

- (1) 水土の保全や自然環境の保全等の公益的機能を維持増進する必要がある森林については、伐採の方法を特定し、環境に配慮した伐採を行うよう努めるものとします。
- (2) 将来の安定した森林資源の保続を目指し、「択伐や利用間伐の推進」、「効率的な施業の推進」を進め、伐採作業の主体を皆伐から択伐・利用間伐への移行を図るものとします。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種について、立地条件、既往の造林地の生育状況及び林産物需要動向を勘案のうえ、適地適木を旨として次のとおりとします。

| 区 分       | 樹 種 名                     |
|-----------|---------------------------|
| 人工造林の対象樹種 | スギ、アカマツ、カラマツ、造林実績のある有用広葉樹 |

また、上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員の指導を受け適切な樹種を選択します。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽することとします。

| 樹 種  | 仕立ての方法 | 標準的な植栽本数（本/ha） |
|------|--------|----------------|
| スギ   | 疎      | 1,000          |
|      | 中      | 3,000          |
|      | 密      | 4,000          |
| アカマツ | 疎      | 2,800          |
|      | 中      | 4,000          |
|      | 密      | 5,000          |
| カラマツ | 疎      | 1,000          |
|      | 中      | 2,500          |
|      | 密      | 3,000          |

森林所有者等が上記の表に定める標準的植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、森林普及指導員等の指導を受けることとします。

混交林化を図る森林では、疎仕立ての本数に下層木以外の伐木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上の植栽本数となるように配慮します。

## イ その他人工造林の方法

その他必要な事項について、次のとおり定めることにします。

| 区 分      | 標準的な方法                                                                                                                                                          |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地ごしらえの方法 | 全面地ごしらえ、筋地ごしらえ、坪地ごしらえの方法の中から、支障となる植生の状況、地形、気象等の立地条件、対象物の量、更新の目的等に応じ最も適切なものを選定し行うものとします。<br>なお、地ごしらえの際に、溪流敷内に林地残材・枝条等を放置しないよう留意するとともに、大雨で流されないよう杭木により固定するものとします。 |
| 植付けの方法   | 作業対象地の気象条件や土壌条件、苗木の特性・形状に応じ、活着及び植栽後の生育に最も有効とされる方法で行うものとします。                                                                                                     |
| 植栽の時期    | 植栽時期は、原則として樹木が成長を始める前の4月上旬から5月中旬に行うものとします。ただし、スギについては、梅雨期でも差し支えないものとします。<br>秋植えを行う場合には、落葉から降霜期までに植付けが終わるように留意することとします。                                          |

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、次のとおりとします。

なお、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。

| 伐採の方法 | 伐採跡地の人工造林をすべき期間                     |
|-------|-------------------------------------|
| 皆 伐   | 伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し、原則として2年以内 |
| 択 伐   | 伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し、おおむね5年以内  |

## 2 天然更新に関する事項

岩手県が定めた「天然更新完了基準(技術指針)」(平成20年4月23日付け森整第91号)により、下記のとおりに定めます。

### (1) 天然更新の対象樹種

|                |                                                                     |
|----------------|---------------------------------------------------------------------|
| 天然更新の対象樹種      | 全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹(高木性) |
| ぼう芽による更新が可能な樹種 | ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹(高木性)        |

## (2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気象その他の立地条件、既往の造林方法等勘案し、天然更新の対象樹種は、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を定めることとします。

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新すべきものとします。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さは、30cm以上とします。

### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

| 樹 種                                                                     | 期待成立本数（本／ha） |
|-------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、<br>将来樹冠を形成する広葉樹（高木性） | 6,500        |

### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

| 区分   | 標準的な方法                                                            |
|------|-------------------------------------------------------------------|
| 地表処理 | ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行います。            |
| 刈出し  | ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行います。                            |
| 植込み  | 天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽します。                          |
| 芽かき  | ぼう芽更新を行う場合、ぼう芽の優劣が区分できる時期（ぼう芽発生後4～7年目頃）に、一株当たりの仕立て本数2～5本を目安に行います。 |

### ウ その他天然更新の方法

天然更新完了の判断基準は、林地全域（概ね6割以上）に将来樹冠を形成する高木性の樹種で、樹高が概ね30cm以上の後継樹の密度が、2,000本/ha以上で発生している状態にします。

$$2,000\text{本/ha} \div 6,500\text{本/ha} \times 3/10$$

更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとします。

## (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間について、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とし、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るものとします。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

森林の多面的機能を維持するため主伐後の適確な更新を確保することを旨とし、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況のほか、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況並びに森林の有する機能の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、下記基準を全て満たす森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として、植栽による更新を図ることとします。

ア 現況が針葉樹人工林である森林

イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林（やアカマツ林）が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在しない森林

ウ 林床に更新樹種が存在しない森林

#### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

| 森林の区域 | 備考 |
|-------|----|
| 該当なし  |    |

### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおりとします。

#### (1) 造林の対象樹種

##### ア 人工造林の場合

1の(1)による。

##### イ 天然更新の場合

2の(1)による。

#### (2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を次のとおりとします。

| 最大立木本数（本／ha） |
|--------------|
| 6,500        |

最大立木本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈に一定の程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。）が更新すべき本数です。

$$2,000\text{本/ha} \div 6,500\text{本/ha} \times 3/10$$

## 5 その他必要な事項

特になし

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法について、標準的な森林の立地条件、既往の間伐の方法を勘案し、立木の生育促進、森林の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、方法等を次のとおりとします。また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとします。

| 樹種   | 間伐の時期の目安                                | 間伐を実施すべき標準的な林齢（年） |     |     |     |     | 標準的な方法                          |
|------|-----------------------------------------|-------------------|-----|-----|-----|-----|---------------------------------|
|      |                                         | 初回                | 2回目 | 3回目 | 4回目 | 5回目 |                                 |
| スギ   | 間伐の実施時期は、上層木の隣接する枝葉が重なりはじめて3年以内を目安とします。 | 19                | 25  | 33  | 46  |     | 間伐の方法は原則として岩手県民有林林分密度管理図を利用します。 |
| アカマツ |                                         | 17                | 21  | 27  | 36  | 51  |                                 |
| カラマツ |                                         | 16                | 21  | 29  | 48  |     |                                 |

材積間伐率は35%以下、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹幹密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲で行うこととします。

#### 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法について、森林の立木の生育促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、次のとおりとします。

| 樹種   | 保育の種類 | 実施林齢 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |
|------|-------|------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|
|      |       | 1    | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| スギ   | 下刈    | ←    |   |   |   | → |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |
|      | つる切   |      |   |   |   |   |   | ↔ |   |   |    | ↔  |    |    |    |    |    |
|      | 除伐    |      |   |   |   |   |   |   | ↔ |   |    |    |    | ↔  |    |    |    |
|      | 枝打ち   |      |   |   |   |   |   |   |   |   |    | ↔  |    |    |    |    | ↔  |
| アカマツ | 下刈    | ←    |   |   |   | → |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |
|      | つる切   |      |   |   |   |   | ↔ |   |   |   | ↔  |    |    |    |    |    |    |
|      | 除伐    |      |   |   |   |   |   | ↔ |   |   |    |    |    |    |    | ↔  |    |
| カラマツ | 下刈    | ←    |   |   |   | → |   |   |   |   |    |    |    |    |    |    |    |
|      | つる切   |      |   |   |   |   | ↔ |   |   |   | ↔  |    |    |    |    |    |    |
|      | 除伐    |      |   |   |   |   |   | ↔ |   |   |    |    |    |    |    | ↔  |    |

※実施回数は、それぞれ1回とします。

| 保育の種類 | 保育の標準的な方法                                                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 下刈    | 下刈は、造林木の高さが雑草木の概ね1.5倍程度になるまで行います。実施期間は造林木の成長が最盛期となる直前とし、概ね6月頃を目途とします。                           |
| つる切   | 下刈終了後3～4年を目途に、つる類の繁茂が著しいところにおいて実施し、時期は7月頃を目途とします。                                               |
| 除伐    | 林分が閉鎖を始める段階で、造林木の成長を阻害している侵入広葉樹等の除去を行います。なお、自然条件、林木相互の状況によって、方法及び程度を考慮します。<br>実施時期は7～8月を目途とします。 |
| 枝打ち   | 林分が閉鎖を始める段階で、除伐の終了直前に実施します。<br>実施時期は、10～12月頃を目途とします。                                            |

なお、標準的な方法に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができずと見込まれる森林について、局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、これに応じた間伐又は保育の方法を定めることとします。

- (1) 間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条を集積し、溪流敷きに放置しないなど、災害の防止に努めるものとします。
- (2) 森林の状況に応じた、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図り、利用間伐の拡大を促進するものとします。
- (3) 猛禽類の生息が確認されている地域においては、生息環境の確保のための列状間伐を導入するなどの配慮をするものとします。
- (4) 地球温暖化防止や循環型社会の形成に向けて、間伐で生じた未利用材等の木質バイオマス利用促進に努めるものとします。

### 3 その他必要な事項

#### (1) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林について

平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満（4 齢級～標準伐期齢）では10年、標準伐期齢以上（標準伐期齢～11 齢級）では15年とすることとし、これに基づいて選り出した森林の所在等は、参考資料のとおりとします。

## **(2) その他**

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとします。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は以下のとおり示しています。

- ・ 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「水源涵養機能維持増進森林」とする。）
- ・ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」とする。）
- ・ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「快適環境形成機能維持増進森林」とする。）
- ・ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「保健文化機能維持増進森林」とする。）
- ・ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「木材等生産機能維持増進森林」とする。）

この区分により、重視すべき機能に応じた森林整備及び保全を図ることとします。

岩手県における森林の機能区分は「生態系保全森林（悠久の森）」、「生活環境保全森林（ふれあいの森）」、「県土水源保全森林（ほぜんの森）」、「資源循環利用森林（循環の森）」の4タイプとなっています。

国が示す公益的機能別施業森林等との関連は、「保健文化機能維持増進森林」を「生態系保全森林（悠久の森）」に、「快適環境形成機能維持増進森林」を「生活環境保全森林（ふれあいの森）」に、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」と「水源涵養機能維持増進森林<sup>かん</sup>」を併せ「県土水源保全森林（ほぜんの森）」に、「木材等生産機能維持増進森林」を「資源循環利用森林（循環の森）」となっています。

#### (1) 水源涵養機能維持増進森林<sup>かん</sup>

##### ア 区域の設定

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能<sup>かん</sup>が高い森林

当該森林の区域を別表1(1)のとおり定めます。

##### イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。

また、当該森林の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、別表2(1)により定めます。

**(2) 土地災害防止／土壤保全機能、快適環境形成機能又は保健文化機能維持増進森林、その他水源涵<sup>かん</sup>機能維持増進森林以外の森林**

**ア 区域の設定**

**① 土地災害防止／土壤保全機能維持増進森林**

山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能／土壤保全機能が高い森林等

当該森林の区域を別表 1 (2)により定めます。

**② 快適環境形成機能維持増進森林**

日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

当該森林の区域を別表 1 (3)により定めます。

**③ 保健文化機能維持増進森林**

住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等

当該森林の区域を別表 1 (4)により定めます。

**イ 施業の方法**

**① 土地災害防止／土壤保全機能維持増進森林**

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を行います。

**② 快適環境形成機能維持増進森林**

風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を行います。

**③ 保健文化機能維持増進森林**

憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を行います。特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進します。

これらの森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林とし、複層林施業によつては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とします。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐を行う伐期齢の下限について、標準伐期齢のおおむね 2 倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

また、①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、次の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業ごとに別表2により定めます。

【森林の伐期齢の下限（伐期の延長：標準伐期齢に10年加算）】

| 地 域   | 樹 種 |      |      |        |     |
|-------|-----|------|------|--------|-----|
|       | ス ギ | アカマツ | カラマツ | その他針葉樹 | 広葉樹 |
| 北上市全域 | 50年 | 50年  | 45年  | 55年    | 35年 |

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限（標準伐期齢の概ね2倍）】

| 地 域   | 樹 種 |      |      |        |     |
|-------|-----|------|------|--------|-----|
|       | ス ギ | アカマツ | カラマツ | その他針葉樹 | 広葉樹 |
| 北上市全域 | 80年 | 80年  | 70年  | 90年    | 50年 |

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とします。

当該森林の区域を別表1(5)により定めます。

また、木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力及び施業の効率性が特に高いと認められる森林を「特に効率的な施業が可能な森林」とし、当該森林の区域を別表1(6)により定めます。

### (2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の皆伐後は、原則として植栽による更新を行うこととします。

## 3 その他必要事項

### (1) 施業実施協定の締結の促進

森林法第10条の11の9第2項に規定する施業実施協定の参加を促進するため情報提供により支援します。

## **(2) その他**

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとします。

【別表 1（公益的機能別施業森林の区域）】

| 区 分 |                           |                      | 森林の区域 | 面積（ha）   |
|-----|---------------------------|----------------------|-------|----------|
|     | 国                         | 県                    |       |          |
| (1) | 水源涵養<br>機能維持増進森林          | 県土水源保全森林<br>（ほぜんの森）  | （別添）  | 5,727.24 |
| (2) | 山地災害防止／土壌保全<br>機能維持増進森林   |                      | （別添）  | 214.38   |
| (3) | 快適環境形成<br>機能維持増進森林        | 生活環境保全森林<br>（ふれあいの森） | （別添）  | 4.66     |
| (4) | 保健文化<br>機能維持増進森林          | 生態系保全森林<br>（悠久の森）    | （別添）  | 228.67   |
| (5) | 木材等生産<br>機能維持増進森林         | 資源循環利用森林<br>（循環の森）   | （別添）  | 711.05   |
| (6) | (5)のうち、特に効率的な<br>施業が可能な森林 | 該当なし                 |       |          |

計 6,886.00

【別表 2（施業方法別森林の区域）】

| 施業の方法 |                         | 森林の区域                        | 面積（ha）   |
|-------|-------------------------|------------------------------|----------|
| (1)   | 伐期の延長を推進すべき森林           | 別表 1 (1)<br>と同じ              | 5,727.24 |
| (2)   | 長伐期施業を推進すべき森林           | 別表 1<br>(2), (3), (4)<br>と同じ | 447.71   |
| (3)   | 複層林施業を推進すべき森林           | なし                           | —        |
| (4)   | 択伐による複層林施業を推進すべき森林      | なし                           | —        |
| (5)   | 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林 | なし                           | —        |

計 6,174.95

別表 1 及び別表 2 に定める森林の区域の詳細（林小班）は別添で表示する。

別表 2 の森林の区域は、別表 1 を準用する。

## **第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項**

### **1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針**

林業・木材産業関係者の合意形成及び国有林と民有林の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連の条件整備を計画的かつ総合的に促進します。

また、効率的な森林整備や路網整備のため、民有林と国有林が連携して取り組む森林施業の共同化のための団地設定を推進します。

### **2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策**

森林所有者等に代わって地域の効率的な森林経営を推進するため、地域けん引型林業経営体等による森林経営計画の作成を促進します。その際、低コスト施業や路網整備にかかる研修等の実施や集約化に必要な情報の提供及び助言・あっせん等の積極的な支援を行います。

なお、不在村森林所有者の多い地域にあっては、当該所有者に対する普及啓発活動を強化し、集約化の確保に努めます。

### **3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項**

森林所有者が森林の経営を委託する場合は、森林の経営の委託を受ける者との契約において、立木竹に係る使用収益、森林の保護等森林の経営の受委託の内容を明らかにする必要があるので留意することとします。

### **4 森林経営管理制度の活用に関する事項**

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については、「岩手県意欲と能力のある林業経営体」に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。

### **5 その他必要な事項**

特になし

## **第6 森林施業の共同化の推進に関する事項**

### **1 森林施業の共同化の促進に関する方針**

本市の林家の多くが農業等との兼業林家であり、林業を主体とする継続的経営や自力による森林施業が困難な状況にあります。さらに、材価の低迷と作業労賃の増嵩が将来の収入を懸念させ先行投資意欲を鈍らせており、より合理的な森林施業による経費削減が必要とされています。

今後は森林所有者等に施業の必要性を認識してもらい、自発的な森林経営を促しつつ地域の効率的な森林経営を推進するため、森林組合等の地域をけん引する林業事業体を中心となって森林所有者等へ積極的に働きかけ、森林施業の集約化を図ります。その際、森林所有者等に対して具体的な施業内容や収支を明示するなどの提案を行い、森林施業の受委託をより一層促進し、委託者である森林所有者等と受託者である森林組合等の林業事業体との連携と信頼関係の確保に努め施業の共同化による経費軽減と計画的かつ効率的な実行を促進します。同時に、これまで中心だった保育間伐から利用間伐へと転換するため、地域の条件に応じて施業の集約化と搬出に必要な路網の整備を推進します。

また、森林所有者の高齢化や不在村化により林地における境界の不明瞭化が進んでいるため、適正な森林管理及び施業集約化の基礎となる森林所有界の保全・明確化に努めます。

### **2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策**

不在村森林所有者を含めた森林所有者に対して、森林組合等への森林経営委託を働きかけるとともに、座談会等で林業経営の参画意欲の拡大を図り、共同施業の普及啓発に努めます。また、作業道の開設等を含めた計画的な共同施業の実施のため、施業実施協定の締結を促進し、森林所有者間の連帯意識の強化を図ります。

### **3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項**

- (1) 間伐を中心とする施業は、可能な限り共同で又は森林組合や意欲のある林業事業体への経営委託により実施することとします。
- (2) 森林施業の共同化を効率的に推進するため、具体的な施業内容や作業路等施設の設置や維持管理の方法について、共同して作業を行う者それぞれがあらかじめ確認することとします。
- (3) 共同で施業を実施しようとする者それぞれが果たすべき責務等を明確にすることとします。
- (4) 共同作成者の合意のもとで、施業実施協定の締結に努めるものとします。

### **4 その他必要な事項**

特になし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網の開設については、Iの3に定める「森林整備の基本方針」の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮したものとします。開設に当たっては森林経営計画作成森林を主たる対象とし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進めるものとします。

路網開設の際は、下表「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」を目安として林道（林業専用道も含む。以下同じ。）及び森林作業道を利用形態や地形・地質等に応じ適切に組み合わせ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。

また、小動物が自力で脱出できる構造を有する側溝の設置や在来植生による緑化などにより、自然環境の保全に配慮しながら、森林の形態、森林整備状況等の諸条件、地元からの要望などを踏まえたうえで、地域の将来を見据えた整備を推進します。

なお、ここで言う路網とは、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」を指します。

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

| 区分            | 作業システム    | 路網密度 (m/ha) |      |
|---------------|-----------|-------------|------|
|               |           |             | 基幹路網 |
| 緩傾斜地(0°～15°)  | 車両系作業システム | 110以上       | 30以上 |
| 中傾斜地(15°～30°) | 車両系作業システム | 85以上        | 23以上 |
|               | 架線系作業システム | 25以上        | 23以上 |
| 急傾斜地(30°～35°) | 車両系作業システム | 60〈50〉以上    | 16以上 |
|               | 架線系作業システム | 20〈15〉以上    | 16以上 |
| 急峻地(35°～)     | 架線系作業システム | 5以上         | 5以上  |

※ 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すること。また、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

※ 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

※ 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、フォワーダ等の車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。

※ 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

## 2 路網整備と併せて効率的な施業を推進する区域に関する事項

該当なし

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、岩手県林業専用道作設指針（平成23年11月21日森保第872号）に則り、適切な規格・構造の路網の整備を進めます。

#### イ 基幹路網の整備計画

| 開設/<br>拡張 | 種類           | 区分 | 位 置<br>(林班) | 路 線 名 | 延長<br>(km) | 利用区域<br>面積<br>(ha) | 前半<br>5 年分 | 対<br>図<br>番<br>号 |
|-----------|--------------|----|-------------|-------|------------|--------------------|------------|------------------|
| 開設        | 自動車道         | 林道 | 53～55       | 吉 内   | 3.0        | 61                 | —          | ①                |
|           |              |    | 43          | 黒 岩   | 2.14       | 32                 | —          | ②                |
|           |              |    | 138         | 吉 沢   | 2.16       | 79                 | —          | ③                |
|           |              |    | 32          | 下 山   | 1.64       | 31                 | —          | ④                |
| 計         |              |    |             |       | 8.94       | 203                |            |                  |
| 拡張        | 自動車道<br>(舗装) | 林道 | 57          | 前 坂   | 1.62       | 41                 | —          | ⑤                |
|           |              |    | 28、29       | 山 寺   | 2.42       | 65                 | —          | ⑥                |
|           |              |    | 72、73、75    | 愛宕山   | 2.13       | 43                 | —          | ⑦                |
|           |              |    | 56、62       | 稲 瀬   | 1.36       | 34                 | —          | ⑧                |
| 計         |              |    |             |       | 7.53       | 183                |            |                  |

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

### (2) 細部路網に関する事項

#### ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成23年4月8日森整第27号）に則り、継続的な使用に供する森林作業道の開設を推進します。

森林作業道開設にかかる留意点については、次のとおりです。

森林作業道は、目標とする森林づくりのための基盤であり、森林施業の目的に従って継続的に利用していくものであるから、対象区域で行っていく森林施業を見据え、適切な路網計画の下、安全な箇所に効果的に作設するものとします。

路線は、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組合せに適合し、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置します。

なお、地形・地質、気象条件はもとより、水系や地下構造を資料等により確認するとともに、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況なども考慮することとします。

このほか、次の点に留意し、路線計画を立案することとします。

- ① 路線選定に当たっては、地形・地質の安定している箇所を通過するように選定します。また、線形は地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とします。
- ② 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法、介在する人家、施設、源地などの迂回方法を適切に決定します。
- ③ やむを得ず破砕帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土及び簡易な工作物などを適切に計画します。
- ④ 潰れ地の規模に影響する幅員やヘアピンカーブの設置を検討する場合は、森林施業の効率化の観点だけでなく小規模森林所有者への影響に配慮することとします。
- ⑤ 造材、積み込みなどの作業や、待避、駐車のためのスペースなど、作業を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置します。
- ⑥ 作設費用と得られる効果のバランスに留意します。

## **イ 細部路網の維持管理に関する事項**

森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成23年4月8日森整第27号）に基づき、継続的に利用できるよう適正に管理します。

## **4 その他必要な事項**

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施するものとします。

## **第 8 その他必要な事項**

### **1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項**

#### **(1) 林業就業者の確保・育成**

林業就業者の確保・育成のため、「緑の雇用制度」や各種助成制度を活用するなど、国、県、関係機関と連携しながら、新規林業就業者の確保や高度な知識・技術を有する人材の育成など、次世代の後継者の育成に取り組めます。

また、木材の良さや木の文化を気軽に学ぶ機会を創出し、児童を対象とした木育に取り組むなど、情報発信及び普及啓発を進めます。

林業就業者の情報通信技術や高性能な機械の導入などによる、安全で効率的な生産体制の構築支援や、研修等の情報提供など、林業における就業条件の改善につながる取り組みを支援します。

#### **(2) 林業の成長産業化支援**

少子高齢化や人口減少といった社会情勢に対応しながら、北上市の重要な産業の1つである林業に継続的に取り組むためには、森林整備と森林資源活用の促進など、林業の成長産業化につながる取り組みが重要となるため、森林経営管理制度を推進することにより森林の施業集約化を促し、意欲と能力のある林業経営体の支援を通じて木材利用を行う企業や工場への安定的な木材供給と市内森林の整備を実現します。

また、造林、保育、間伐、主伐、木材利用という資源の循環利用を図るため、人工林の再造林を進め、木材の利用拡大を図るとともに、林業経営に適した森林については、木材流通を目的としての施業を積極的に進めます。

#### **(3) 自伐型林業の推進と多様な担い手の確保・育成**

民間企業、NPO等が行う自伐型などの林業研修会等の開催を支援することや、国、県が開催する各種研修会への参加を支援します。また、新規就業者が定着できる環境整備を図ります。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産性コストの低減、林業生産性の向上、労働強度軽減等による林業経営の改善を図るため、高性能林業機械の導入を促進します。

高性能林業機械の導入については、森林組合、林業事業体との連携を図りつつ、各種補助事業・融資制度の活用により促進するとともに、国、県が行うオペレーター養成の研修会についても積極的な参加の呼びかけを推進します。

### 【高性能機械を主体とする林業機械の導入目標】

| 作業の種類          |     |      | 現 状                                              | 将 来                                       |
|----------------|-----|------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 伐倒<br>造材<br>集材 | 大規模 | 緩傾斜地 | チェーンソー、<br>グラップル[木寄]、<br>プロセッサ[造材]、<br>フォワーダ[搬出] | ハーベスタ[伐倒・造材]、<br>フォワーダ[搬出]                |
|                |     | 急傾斜地 | チェーンソー、<br>フェラーバンチャ[伐倒・<br>集積]                   | タワーヤーダ[搬出]、<br>プロセッサ[造材]、<br>チェーンソー       |
|                | 小規模 | 緩傾斜地 | チェーンソー、<br>グラップル[木寄]、<br>プロセッサ[造材]、<br>フォワーダ[搬出] | 木寄ウィンチ付グラップル[搬出]、<br>プロセッサ[造材]、<br>チェーンソー |
|                |     | 急傾斜地 | チェーンソー、<br>フェラーバンチャ[伐倒・<br>集積]                   | スイングヤーダ[搬出]、<br>プロセッサ[造材]、<br>チェーンソー      |

## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

市内には大手製紙会社、大手合板会社等の木材を使用する企業が立地しており、安定的な木材供給が求められています。多様に変化する需要に柔軟に対応するため、ストックヤード等の木材集積・供給拠点の設置を推進します。

また、特用林産物のうち本市の特産物の一つであるシイタケについては、福島第一原子力発電所の事故の影響により一部の生産者において出荷制限がされている状況にあるため、原木林の再利用を図りながら、出荷再開のためのほだ場の環境整備等を支援します。

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該地区内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域設定

該当なし

###### (2) 鳥獣害防止方法

該当なし

##### 2 その他必要な事項

特になし

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

##### 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

###### (1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策について、松くい虫やカシノナガキクイムシによるナラ枯れ等の森林病虫害被害の拡大を防止するため、総合的かつ計画的に被害対策を推進します。

被害対策の推進に当たっては、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力、参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとします。

###### ア 松くい虫被害対策の方針

被害状況に応じた地域区分毎の対策の方針は次のとおりとします。

| 地域区分  | 被害状況                                    | 対策の方針                                                       |
|-------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 未被害地域 | 被害がない地域                                 | 適期・適切に除・間伐を実施し、被害の侵入を未然に防止します。                              |
| 先端地域  | 被害発生地域の北端に位置し、被害が微弱な地域                  | 繰返し完全駆除を行い、被害の再発を完全に阻止します。                                  |
| 隣接地域  | 先端地域と高被害地域の間中に位置し、発生区域が限られ被害量が増加しつつある地域 | 重要松林の保全に重点を置き、その周辺は感染源の駆除を行うとともに樹種転換を積極的に推進し未被害地域への伝播を防ぎます。 |
| 高被害地域 | 被害の発生が長期にわたり被害量が特に多く、区域的にも拡散している地域      | 重要松林の保全に重点を置き、その周辺は樹種転換を積極的に推進し被害の分断化を図ります。                 |

###### ① 松林機能区分に応じた効果的な被害対策の実施

被害対策の実施に当たっては、松林機能に応じた適切な防除方法を選択して、効果的な被害対策に努めるものとします。松林機能区分毎の防除方法は次のとおりとします。

【松林機能区分及び防除方法】

| 機能区分       | 松 林 機 能                                                                                                              | 防除方法                                        |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 高度公益機能森林   | 保安林として指定された松林及びその他公益機能が高い松林であって他の樹種からなる森林によってはその機能を確保することが困難な松林であって、各般の防除措置を徹底し、将来にわたって松林として保全すべき松林                  | 予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備 |
| 被害拡大防止森林   | 松くい虫の被害対策を緊急に行わないとすれば、当該松林の被害が高度公益機能森林又は未被害地域の松林に著しく拡大すると認められる松林であって、樹種転換を推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林 | 樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）                            |
| 地区保全森林     | 岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、高度公益機能森林への被害拡大を防止する措置を実施することが適当な松林であって、高度公益機能森林の周辺の松林で、一定のまとまりをもって保全を図ることが必要かつ可能な松林   | 予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備 |
| 地区被害拡大防止森林 | 岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、地区保全森林以外の松林であって、地区保全森林の周辺で樹種転換を計画的に推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林         | 樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）                            |

## ② 松林の健全化

被害が微少な松林において、被害木の駆除とあわせ被圧木、雪害木等の不要木及び枯れ枝等感染源の徹底除去と処理（衛生伐等森林整備）を行い、健全な松林を育成し、その機能の維持を図るものとします。

伐採にあたっては、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」（平成27年3月3日付け森整第799号）に定められた伐採方法、時期等に配慮し、伐採木が松くい虫の感染源にならないよう適切に行うものとします。

## ③ 樹種転換の実施

被害が著しく成林の見込みがない松林や標準伐期齢に達した松林について、高度公益機能森林や地区保全森林への被害の感染源を除去するため、植生の遷移を考慮しながら、積極的に他の樹種への転換（松くい虫抵抗性松を含む）を図るものとします。

松の混交率が低く、当該松を除去しても森林の機能を維持できる広葉樹林等では、将来的な感染源を減らすため、松の伐採による樹種転換を行うものとします。

## ④ 松くい虫被害木等の有効利用

被害木は、現場状況に応じ積極的に破砕（チップ化）処理を行い、製紙用や燃料用としての利用を促進するものとします。

チップ以外に利用が可能な被害木については、用途に応じた長さに伐採するなど、計画的かつ適切な管理のもとで利用を促進するものとします。

## イ ナラ枯れ被害対策の方針

被害対策の実施に当たっては、「岩手県ナラ枯れ対策実施方針」に基づき対策を行います。

未被害地域への被害の拡大を阻止するため、国有林と連携を図り、監視強化による被害木の早期発見と適切な方法により駆除を実施し、被害の拡大、定着を阻止するものとします。

また、被害地域やその周辺地域では、ナラ類の伐採を進め、若返りによる森林の健全化と被害木のチップ化による駆除を推進します。

### (2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努めます。

## 2 鳥獣被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害対策については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、野生鳥獣との共存にも配慮するものとします。

適時適切な間伐の実施、広葉樹林や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るとともに、個体数調整等の実施状況を踏まえながら、防護柵の設置等による被害対策を実施します。

## 3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、花北地区山火事防止対策推進協議会や広域振興局との連携による山火事パトロール等の啓発活動を行います。

また、被害状況等の連絡体制の充実に努めます。

## 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、実施区域や方法、消火体制などを関係機関と協議のうえ、森林法第21条の規定に基づく市長による許可を受けたうえで行うものとします。

## 5 その他必要な事項

### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし。

ただし、病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐倒を促進すべき森林を個別に判断し、伐採の促進に関する指導等を行うものとします。

### (2) その他

特になし

## **Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項**

### **1 保健機能森林の区域**

該当なし

### **2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法**

該当なし

### **3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備**

該当なし

### **4 その他必要な事項**

特になし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべきものと定めます。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
  - イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
  - ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
  - エ IIIの第2の森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
- なお、森林経営管理法に基づく経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができる区域について、次のとおり定めるものとします。

| 区域名             | 対象林班          | 林班数 | 区域面積<br>(ha) | 図面<br>番号 |
|-----------------|---------------|-----|--------------|----------|
| 鬼柳・相去区域         | 1～12          | 12  | 223.41       | ①        |
| 飯豊・二子・黒沢尻・江釣子区域 | 13～25、107～110 | 17  | 373.76       | ②        |
| 更木区域            | 26～38         | 13  | 508.03       | ③        |
| 立花・黒岩区域         | 39～57         | 19  | 838.58       | ④        |
| 稲瀬区域            | 58～68         | 11  | 672.96       | ⑤        |
| 口内区域            | 69～106        | 38  | 1,709.81     | ⑥        |
| 岩崎区域            | 111～126、159   | 17  | 1,142.43     | ⑦        |
| 和賀区域            | 127～144       | 18  | 1,143.96     | ⑧        |
| 藤根・堅川目区域        | 145～158       | 14  | 330.9        | ⑨        |
| 合計              |               | 159 | 6,943.84     |          |



## 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

## 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

当市には大手製紙会社、大手合板会社等の木材を使用する企業が立地しており、安定的な木材供給が求められています。そこで、今まで放置され荒廃した森林から木を切り出し、木材として供給できる体制の構築を推進します。

森林が資源として活用され、林業が産業として成り立つことで、地域の活性化につながっていきます。また、今まで放置され荒廃した森林の整備が進むことで、森林の多面的機能の向上が期待できます。

## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

憩いの森など生活環境保全林の施設を活用して、市民が森林に親しむ機会を増やすなど、森林の総合利用を図ります。

### 【森林の総合利用施設の整備計画】

| 施設の<br>種類 | 現 状 |            |      |       | (将来)   |    | 対図<br>番号 |
|-----------|-----|------------|------|-------|--------|----|----------|
|           | 位置  | 規 模        |      |       | 位置     | 規模 |          |
| 北上市憩いの森   | 稲瀬  | 全体面積       | 44ha | 管理棟   | 1棟     |    |          |
|           |     | 木工体験館      | 1棟   | バンガロー | 4棟     |    |          |
|           |     | ミニバンガロー    | 3棟   | キャンプ場 | 8,000㎡ |    |          |
|           |     | 炊事場        | 1箇所  | 野外トイレ | 2箇所    | —  | —        |
|           |     | グラススキーゲレンデ | 430m | 多目的広場 | 2,000㎡ |    |          |
|           |     | 炭焼き釜       | 1基   | 林間遊歩道 | 約6km   |    |          |
|           |     | 駐車場        | 約50台 |       |        |    |          |

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

地域、各種団体、地区交流センター等と連携し、子どもたちが森林に触れ合う機会が増えるよう体験学習ができる環境を整備します。また、植樹祭の参加や緑の募金に協力するなど、緑化活動を市内で行っている緑の少年団の活動を支援します。

### (2) 上下流連携による取り組みに関する事項

都市部と農山村部それぞれの地域住民の交流を図り、森林保全等の公益的機能について、啓発活動を推進していくこととします。

### (3) その他

特になし

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

### (1) 経営管理権の設定状況

該当なし

### (2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

| 区域   | 作業種 | 面積 | 備考 |
|------|-----|----|----|
| 該当なし | —   | —  | —  |

## 7 その他必要な事項

### (1) 施業に制限を受けている森林について

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業するものとします。

### (2) 環境を重視した森林の保全

森林の水源かん養や大気の浄化、洪水・土砂流出等の災害を防ぐ公益的機能の維持・向上を図ることを目的として、保安林が指定されています。これらを適正に管理し、公益的機能を十分発揮するよう努めます。

### (3) 治山事業による対策の実施

保安林の水源かん養機能や災害防止機能などの公益的機能を強化、維持させる治山事業について、必要に応じて県と連携して実施します。

### (4) 森林に関する各種制度の適正運用

公益的機能を持つ森林内で開発や伐採をするには、森林法の規定による伐採及び伐採後の造林の届出や林地開発許可制度等の手続きが必要となっています。各制度について周知し、違法な開発や伐採により森林の持つ機能が損なわれないように努めます。

## **(5) 地球温暖化防止への貢献**

樹木は地球温暖化の原因と考えられている大気中の二酸化炭素を吸収しながら成長します。成長した樹木を木材として利用することで、二酸化炭素が固定化されるとともに、さらに伐採後に再造林することで、新たな樹木が二酸化炭素を吸収して成長します。これらのサイクルを通して、地球温暖化防止へ貢献します。